

# 山口県報

令和8年  
1月16日  
(金曜日)

魚つき  
解除の理由  
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び周防大島町産業建設環境部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)

## 山口県告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。  
その関係図面は、令和八年一月十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般的の縦覧に供する。

令和八年一月十六日

山口県知事 村岡嗣政

道路の種類 県道  
路線名 光柳井線  
道路の区域

区	間	新	旧	旧新別
道路の種類	県道			
路線名	東浦西浦線			
道路の区域				
先まで	熊毛郡田布施町大字大波野字砂田三 四五の三地先から 柳井市余田字川原下一二三二の二地	柳井市平郡字田平下一一二九八の一 地先から 同市平郡字ひじ浦一〇七四二の一地	柳井市平郡字田平下一一二九八の一 地先から 同市平郡字ひじ浦一〇七四二の一地	柳井市平郡字田平下一一二九八の一 地先から 同市平郡字ひじ浦一〇七四二の一地
新	最狭 一八〇三 ・九〇	最狭 二四 ・三一	最狭 一九四 ・六五	最狭 一一七 ・六六
旧	最狭 一八〇三 ・九〇	最狭 二四 ・三一	最狭 一九四 ・六五	最狭 一一七 ・六六
敷地の幅員 (メートル)	四六七 ・五	四六七 ・五	四六七 ・五	四六七 ・五
延長 (メートル)	備考	備考	備考	備考



## 山口県告示第十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保  
安林の指定を次のとおり解除する予定である。

令和八年  
一月十六日

山口県知事 村岡嗣政

解除予定保安林の所在場所

大島郡周防大島町大字和佐字東中崎一〇〇七六の一（次の図に示す部分に限  
る。）、一〇〇七六の一二

二 保安林として指定された目的



## (五) 県営菊川中地区農村地域防災減災事業変更計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により、県営菊川中地区農村地域防災減災事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和八年一月十六日

山口県知事 村岡嗣政

- 一 縦覧に供する書類  
県営菊川中地区農村地域防災減災事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
令和八年一月十九日から同年二月九日まで
- 三 縦覧の場所  
山口県農林水産部農村整備課のウェブサイト

## (六) 県営下保木地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により、県営下保木地区農業競争力強化基盤整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和八年一月十六日

山口県知事 村岡嗣政

- 一 縦覧に供する書類  
県営下保木地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
令和八年一月十九日から同年二月九日まで
- 三 縦覧の場所  
山口県農林水産部農村整備課のウェブサイト

## (七) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、山口農林水産事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和八年一月十六日

山口県知事 村岡嗣政

- 一 作業の種類  
公共測量（基準点測量）
- 二 作業の地域  
山口市嘉川
- 三 作業の期間  
令和七年十月一日から令和八年三月三十一日まで

## (八) 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、山口農林水産事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和八年一月十六日

山口県知事 村岡嗣政

- 一 作業の種類  
公共測量（GNSS測量）
- 二 作業の地域  
山口市嘉川
- 三 作業の期間  
令和五年九月八日から令和六年三月二十五日まで

- 一 作業の種類  
公共測量（基準点測量、路線測量及び地形測量）
- 二 作業の地域  
防府市大字切畠



三 作業の期間  
令和七年二月十九日から同月二十八日まで

### 山口県選挙管理委員会告示第三号

山口県選挙管理委員会運営規程（昭和三十五年山口県選挙管理委員会告示第四号）第六条第二項の規定に基づき、山口県選挙管理委員の退職及びこれに伴う補欠について次のとおり告示する。

令和八年一月十六日

住 所	山口県選挙管理委員会委員長	黒瀬邦彦
	氏名	区分
宇部市大字中野開作四〇四の四	百衣万里子	退職
山口市湯田温泉三丁目七番一号	野原弘幸	令和七、一二、二三四
	補欠	〃
		二五

